



杉並区

3 . 1 2 . 1 6
杉並区広報課

子育て世帯への臨時特別給付金を年内に現金一括支給するため 区議会臨時会に補正予算案を提出します

子育て世帯への臨時特別給付金のクーポン相当分について、区市町村の実情に応じ、現金支給も可能とされました。

このことから、杉並区においては、子育て家庭の利便性と支給の迅速化を図るため現金支給とし、先行給付金と合わせて年内に現金で一括して支給することとしました。本件に係る経費を補正予算（第13号案）として20日の区議会臨時会に提出します。

【給付金の概要】

(1) 支給対象児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童

(2) 支給対象者

支給対象児童を養育する者（児童手当（本則給付）相当の所得の者に限る。）

(3) 支給額

児童1人当たり現金10万円（先行給付金5万円及びクーポン相当分5万円）

【支給方法】

先行給付金とクーポン相当分を合わせて、現金で一括して支給します。

(1) 公務員を除く令和3年9月分の児童手当（本則給付）の受給者に対し、12月13日に送付済みの先行給付金の「支給のお知らせ」に加え、クーポン相当分の「支給のお知らせ」を送付し、「受給拒否の届出」の提出者以外に対し、児童手当支給口座に振り込みます（対象児童数 約39,000人）。

(2) 支給対象児童を養育する上記以外の者へ先行給付金及びクーポン相当分の申請案内を送付し、申請を受理し、支給決定した者から口座に振り込みます（対象児童数 約13,000人）。

※申請者の利便性の向上と支給事務の効率化を図るため、郵送等による申請に加え、電子による申請を導入します。

【今後の主なスケジュール（予定）】

令和3年12月20日	区議会臨時会へ補正予算案（クーポン相当分）を提出 支給対象者へ「支給のお知らせ（クーポン相当分）」を送付
12月27日	支給対象者へ10万円を一括支給
令和4年1月上旬	支給対象児童を養育する上記以外の者へ申請案内を送付
1月下旬～	支給決定した者へ10万円を一括支給

【問い合わせ先】

子ども家庭部管理課	TEL 03-3312-2111	内線1361
総務部広報課	TEL 03-3312-2111	